# イギリス連立政権のフリー・スクール政策の展開

望田研吾

# Development of Free Schools Policy by the Coalition Government in England

Kengo Mochida (2011年11月25日受理)

# はじめに

2010年5月に実施されたイギリス総選挙におい て、1997年5月以来政権を担ってきた労働党が敗 れ、保守党と自由民主党の連立政権が成立した。従 来からイギリスにおいては政権が交代するたびに教 育政策の大きな転換が見られたが、今回の政権交代 に際しても、連立政権は前労働党政権とは明確に異 なる理念に基づく教育改革の実行を言明していた。 その教育改革において中核的位置を占める政策が、 イギリスの学校システムをラディカルに変容させ る可能性を持つといわれるフリー・スクール(Free School) 政策である。イギリスにおけるこのような 現下の状況を背景として、本論では連立政権が推進 しようとしているフリー・スクールとはどのような 学校であるのか、その基盤にはどのような理念があ るのか、フリー・スクール設立や運営の仕組みはど のようなものなのか、さらにフリー・スクールをめ ぐってどのような議論がなされているのかについて 見ていきたい。<sup>1</sup>

# 1. フリー・スクール政策の提案

2010年の総選挙に際して、保守党はその教育政策に関するマニフェストの中で「あらゆる親に良い学校へのアクセスを与える」ために、「スウェーデンの学校改革とアメリカのチャーター・スクール運動の経験に依拠して、(学校設立のための) エントリーへのバリアーを取り払って、良い教育プロバイダーであれば、誰でも新たなアカデミーを設立できるようにする」と言明し、2 その冒頭で「スウェー

デンでフリー・スクール・プログラムが開始されて 以来,新しく1,000校が開校した。それらは財団, 公益法人などによって設立され,厳格な規律と高い 水準を提供することによって,生徒たちを惹きつけ てきた。」3と,スウェーデンの改革を特に称賛し, それをモデルとする学校の設立を意図したのであ る。

保守党と自由民主党との連立政権の教育大臣に就任したのは、保守党の影の内閣で教育大臣を務めていたマイケル・ゴウブ(Michael Gove)であった。フリー・スクール政策は連立政権の教育政策の中で「最重要の」政策であるとされるが、<sup>4</sup> ゴウブは大臣就任後、早速2010年6月18日にフリー・スクール政策の実行に着手し、同日付の教育界に向けた書簡の中で、フリー・スクール設立の提案を歓迎することを次のように表明した。

「本日、私は最初のフリー・スクール設立に向けての第1のステップを発表し、関心を持つグループが手を挙げ、提案の作成をスタートすることを促した。これらの学校は教育的不平等に取り組み、親と生徒が良い学校を選択するためのより大きな力を与えることを目的としている。この計画においては、諸グループが親の選択と(教育の)質を改善するという、われわれにとって共通の目的の一環として新しい学校を設立する場合、親の要望が存在する地域においての方が、より容易となるであろう。われわれは、政府全体でプランに関する規制から教育省自身の学校施設に関する規則に至るまで、新しい学校設立を阻んできた

別刷請求先:望田研吾,中村学園大学教育学部,〒814-0198 福岡市城南区別府5-7-1

E-mail: kmochida@nakamura-u.ac.jp

<sup>1</sup> 本論は科研基盤研究(C)(2011~2013年度)「イギリスのフリー・スクールに関する比較教育学的研究」(研究代表者望田研吾)によるものである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Conservative Party (2010) Invitation to Join the Government of Britain: The Conservative Manifesto 2010, p.53.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Ibid., p.50.

BBC News, 23 May 2011 (Electronic version)

官僚的規制を撤廃する作業を行っている。」5

ここには、「官僚的規制の撤廃」によって学校設 立を「自由化」し、学校の自律性を最大限許容する とともに、親や子どもへの選択の機会を増大させる ことが, 教育的平等へ向けて前進し教育の質向上に とって効果的であるとのゴウブの認識が示されてい る。ゴウブがフリー・スクール政策を推進するよう になった背景には、保守党のマニフェストでも強調 されたように、スウェーデンのフリー・スクール やアメリカのチャーター・スクールによる成果へ の非常にポジティブな見解がある。ゴウブは、機 会あるごとにスウェーデンのフリー・スクールや チャーター・スクールの「成功」について言及し、 フリー・スクール政策の有効性を裏打ちしようとし ている。例えば、2010年9月9日にウェストミン スター・アカデミーで行った演説の中で、 両国のこ れらの学校について、ゴウブは次のように述べてい る。

「スウェーデンにおいては、すべての公立学校 が地方政府によって運営されてきた古い官僚的独 占は終わり、新しい非選抜的な公立学校が、多様 なプロバイダーによって設立されることを認める システムが開始された。そのシステムは、多様性 を増大させ、親の選択を増し、学力を向上させ た。特に、学校が最も自律性を持ち、親が最大の 選択を有する地域において、学力向上が最も顕 著であった。・・・フリー・スクール政策に私が 惹かれた理由の一つは、KIPP 学校6の経験であ る。この学校はヒューストンで市の最も貧しい地 域の青少年のライフチャンスを変えるという、途 方もないビジョンを持った2人のティーチ・アメ リカ・プログラムに参加した大学卒業生が始めた ものである。今や、親たちは子どもを KIPP 学校 に入れるために徹夜で並んでいる。この学校は全 米に100校ほどあって、ほとんどすべての生徒が トップの大学に合格するという驚くべき成果をあ げている。新たなプロバイダーが学校を設立する

ことを認めることによってしか、こうした革新によるわが国の教育システムの活性化はなしえないのである。」<sup>7</sup>

この発言は、一国の教育大臣としてはきわめて率直な「教育借用」の表明とも考えられるが、この演説の中にゴウブが意図したフリー・スクール政策の目的が端的に示されている。すなわち、第1には旧来の行政における官僚制の撤廃による親の選択のより徹底した拡大であり、第2には、フリー・スクールによる貧困地域の教育水準改善である。

連立政府は教育改革構想の基盤となる教育白書『ティーチングの重要性―学校白書2010』を2010年10月に出し、その中でフリー・スクール政策の具体的内容について明らかにした。白書は、連立政権が目指す「新たな学校システム」の中核に、学校の自律性のさらなる拡大・強化と、学校システムへの新たなプロバイダーの参画の奨励を置くことを次のように言明した。

「世界中で、自律的学校の有効性は明白に立証されている。高い質の教師、柔軟なカリキュラム、明確に規定された説明責任を有する学校システムにおいては、日常的な意思決定をできる限り多く現場に委譲することは、理にかなっている。わが国では独自のエトスを決定し自身の針路を進んでいく学校の能力が、政府の指導、行政の介入、過度の官僚制によって著しく抑制されてきた。・・・親が既存の学校教育に不満を持つ地域において、新たな参入者を認めることによる、学校システム全体への活性化についての確固とした国際的なエビデンスにもかかわらず、地方当局のサポートなしに、新しい公費で維持される学校を設立することは実質的に不可能であった。」8

政府・行政による官僚的規制から学校を解放し、 一層の自律性を与えるとともに、従来、中央政府と 地方当局に限定されていた公的学校設立の権限を、 「新たな参入者」にも開放することが、連立政府の

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 'Letter from the Secretary of State to LAs Introducing Free Schools' (Department for Education, website; http://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/l/letter from secretary state to las introducing free schools.pdf: retrieved 2011/05/30)

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> KIPP (Knowledge Is Power Program) 学校とはアメリカのチャーター・スクールのグループで、貧困地域において大学進学に向けての教育に重点を置いた実践を行っている学校である。現在、全米20州に109校あり、約32,000人の生徒が学んでいる。(KIPP website; http://www.kipp.org/: retrieved 2011/08/03)

Michael Gove speech to Westminster Academy' (Michael Gove, website; http://www.michaelgove.com/content/michael\_gove\_speech\_westminster\_academy: retrieved 2011/08/03)

Department for Education (2010) The Importance of Teaching: The Schools White Paper 2010, p.11.

教育改革の根幹と位置づけられたのである。この「新たな参入者」については、「われわれは、教師、公益法人、親のグループなどが、親の要望に対応してフリー・スクールをオープンすることを積極的にサポートする」。と白書が述べているように、アメリカのチャーター・スクールと同様、教師や親のグループ、公益法人などの「民間」が中心となることを想定しているのである。

では、このフリー・スクールはどのような学校であるのか。教育省のホーム・ページは、フリー・スクールを次のように定義している。

「フリー・スクールは非営利の、独立した、公 費で維持される学校である。(フリー・スクール については)'画一的な'(one-size-fits-all) アプ ローチはとらない。フリー・スクールの規模や立 地はさまざまである。フリー・スクールのタイ プがただ一つだけしかないのではなく, またフ リー・スクールを設立する理由も多様である。フ リー・スクールは初等学校としても、また中等学 校としても設立可能である。フリー・スクールは 伝統的な学校の建物に作ることもできるし、オ フィスビルや教会のホールのような場所にも作る ことができる。フリー・スクールを、教育界に変 化をもたらそうと望む多様なプロポーザーが設立 できる。その中には公益法人、大学、企業、教育 的グループ、ビジョンを持つ教師、熱心な親たち が含まれる。それが作られる理由には、例えば地 域に十分な学席がなく、子どもたちが遠く離れ た学校に通学しなければならないことなどがあ る。110

この定義に見られるように、フリー・スクールとは公的当局ではなく「民間」が「自由に」設立でき、かつ公費で維持される学校であり、アメリカのチャーター・スクールと同様の特質を持つ学校である。したがって、フリー・スクールはチャーター・スクールと同じく、公費で維持されるものの、既存の公営学校システムの枠外に作られ地方当局の管轄から独立して、公営学校に適用されるさまざまな「規制」には縛られない学校である。フリー・スクールは、ナショナル・カリキュラムに拘束されず、教員資格を持たない者も雇用でき、学期や授業

日,授業時間も自由に設定できるなど,大幅な自律性が認められる学校であり,その意味でまさに「フリー」な学校なのである。

フリー・スクール政策の基本的目的を教育省はどのように設定しているのか。教育省がフリー・スクール申請のためのガイドブックとして出している文書には、フリー・スクールの目的が次のように述べられている。

「フリー・スクール・プログラムのビジョンは、公的教育において広範な新しいまた多様なプロバイダーが、一層大きな役割を果たすことの奨励によって、水準を向上させるためのものである。こうした新しいプロバイダーは、親の需要に応じて新しい学校を設立する提案を行う機会を持つことになる。それによって、学校システムの中に、さらなる競争、新しいアイディア、より大きな多様性が持ち込まれるのである。こうした変化をもたらすために、フリー・スクール・プログラムは以下のことを目指す。

①高い質の新しいフリー・スクールの導入のみ ではなく、地方当局の他の学校における教育の質 と水準を引き上げる。②親が既存の選択肢に不満 を持つ場合には、自分たちで学校を設立する提案 ができる権限を与えることによって、親にその子 どもが通う学校について一層大きな選択を与え る。③現在よりはるかに広い範囲のプロバイダー とアプローチへと開放することによって、教育シ ステムにおける一層の革新を奨励する。④新たな 学席を作り出すこととシステム全体にわたる変化 の推進にとって、コストのかからない解決策を提 供する。⑤すべての子どもにとっての良質の教育 を保障するために, 中央政府による介入に頼るの ではなく、スクール・リーダー、教師、親自身に 依拠する自己支持的で自己改善的なシステムを構 築すること。111

ここに示されたフリー・スクールの目的は、フリー・スクール政策が学校システムにおける「競争」「多様性」「選択」という要素をさらに強化しようとする意図を明確に持つものであることを端的に表しているのである。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Ibid., p.57.

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 'Free Schools: What are Free Schools?' (Department for Education, website: http://www.education.gov.uk/schools/leadership/typesofschools/freeschools/b0061428/free-schools/what:retrieved 2011/08/02)

<sup>11</sup> Department for Education (2011) Free Schools in 2012: How to apply, Mainstream schools, p.3.

# 2. フリー・スクールの法的基盤

こうした「ラディカル」な性格を有するフリー・ スクール政策の法的基盤はどのようなものであるの か。2011年8月時点では、イギリスの教育法にお いてフリー・スクールを明示的に規定する法律は成 立していない。しかし、フリー・スクールの法的位 置づけは、フリー・スクールとともに連立政権が強 力に推し進めようとしているアカデミーに関するも のが準用されると理解されている。12 アカデミーは 前労働党政権によって開始された地方当局から独立 した強い自律性を持つ学校であるが、労働党政権の アカデミー政策の場合には、主に困難地域のいわゆ る「失敗校」にとって代わり、地域における教育の 質向上、さらにはそれを通じての困難地域自体の活 性化につなげようという「補償教育」的意図も見ら れた。しかし、連立政権は、学校の自律性の強化・ 拡大にとってアカデミーが大きな役割を果たすと の立場から、「すべての」公営学校がアカデミーに なることを奨励するに至った。そのため、連立政 府は2010年7月27日に、「2010年アカデミー法」 (Academies Act 2010) を成立させ、アカデミー 推進の法的基盤を整えた。同法によって推進される ことになった「新アカデミー」と同法以前の「旧ア カデミー」との大きな違いは、アカデミーになる場 合の申請において「失敗校」ではなく優秀校が優先 されることである。13 これは, 連立政府が, アカデ ミーの補償教育的性格を取り去り、学校の自律性の 一層の強化という側面を重視していることの表れで あろう。

2010年アカデミー法ではアカデミー設立のための手続きが「アカデミー・アレンジメント」(academy arrangements)として規定されている。アカデミー・アレンジメントによって定められているのは、アカデミーに対する国の資金供与の方法である。その場合、2つの方法がある。第1は、アカデミーを設立し運営する個人と教育大臣が協定を締結し、それに基づき国がアカデミーに資金を供与する方法である。これは「アカデミー協定(academy agreement)」と呼ばれる方法である。第2は、教育大臣が2002年教育法の規定に基づき補助金を供与する「アカデミー財務補助」(academy financial assistance)である。いずれの場合も、教育大臣が資金を供与できる学校が有するべき性格について

は、同法で以下のような条件が付されている。それらは、①学校のカリキュラムがバランスのとれたものであること。②学校が中等学校の場合は、特定の専門領域(specialism)に焦点を当てていること。③異なる能力の生徒を教育すること。④学校の生徒のすべて、または大部分が学校の存在する地域出身であること、の4条件である。<sup>14</sup> この条件によるならば、アカデミー・アレンジメントによってつくられる学校は、これらの点については地方当局の公営学校の特性と基本的に同様ものでなければならないことになる。

フリー・スクールに適用される規定は同法第9条で定められている。しかし、そこではフリー・スクールという用語は使用されておらず、代わりに「付加的学校」(additional school)が用いられている。第9条は「影響ー付加的学校」という標題であるが、「付加的学校」に関する規定は以下のようなものである。

「(1) 本条は教育大臣が付加的学校に関してアカデミー・アレンジメントを適用するか否かを決定する場合にあてはまる。(2) 教育大臣は,付加的学校の設立が,当該学校が設立される(または設立されるとの提案がなされた)地域の公営学校,アカデミー,継続教育機関に与える影響を考慮に入れなければならない。(3) 本条においては,当該学校が閉校となった,または閉校となる予定の公営学校に取って代わるものでない場合,あるいはアカデミーになる予定の学校でない場合,『付加的学校』とされる。」

さらに、第10条では、付加的学校設立の際のコンサルテーションについて、「付加的学校に関して教育大臣とのアカデミー・アレンジメントを開始する前に、(付加的学校を設立しようとする)者は、適切とみなされる人々と協議しなければならない」として、付加的学校設立を意図する者による関係者との事前の協議を義務づけている。同法は、これらの「設立を意図する者」の実態について詳細には規定していないが、資金供与に関して教育大臣との協定を締結できるのは「法人」であると解釈されている。<sup>15</sup>このようにフリー・スクールは法的には、通常の公営学校でもなく、またアカデミーでもない付

TPP Law Limited 'Free Schools –Factsheet' (TPP Law Limited, website: http://www.tpplaw.co.uk/cms/document/free\_schools\_factsheet\_220311.pdf :retrieved 2011/08/05)

 $<sup>^{\</sup>mbox{\tiny 13}}$  'UNISON Briefing on the Academies Act 2010' , UNISON Organising in Schools, p.4.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Academies Act 2010, Section 1

加的学校として分類されているが、その設立や資金 供与についてはアカデミー設立の場合に準じた手続 きがとられるのである。

# 3. フリー・スクールの設立手続き

では、フリー・スクールはどのような手続きによって設立そして運営されるのであろうか。教育省はフリー・スクールに関して詳細な説明を、そのホーム・ページ行っているが、それに拠ってフリー・スクールの概要、申請、認可の手続き等について見ていきたい。<sup>16</sup>

まず、フリー・スクールを設立できる者は誰かに ついて、「フリー・スクールは、関係する親からの 請願や宣言といった親の需要についてのエビデンス と、明確で説得力のある計画が存在する場合、いか なる適切なプロポーザーによっても設立されうる。」 とされている。このプロポーザーとしては「教師の グループ, 公益法人, アカデミーのスポンサー, 大 学,独立学校、コミュニティ・グループや宗教的 グループ、親のグループ、(非営利的)企業」が例 示されている。したがって、フリー・スクールの設 立と運営は親、教師を含む教育に関心と意欲を持つ 広範囲の個人、グループが担うことができるのであ る。ただ、フリー・スクール設立が認められるため には、教育省による厳しい審査を受けなければなら ない。教育省はフリー・スクール認可の手続きや審 査の基準について、フリー・スクール設立のための ガイドブックの中で以下のように説明している。17

まず、フリー・スクール設立申請を審査する場合の基本的原則が「フリー・スクールの必要条件」として以下のように定められている。

「フリー・スクール・プログラムは多元的で民主的な社会における子どもたちの教育の範囲と質を増大させることを目指している。したがって、教育大臣は、確実に適格者のみが公的財源を供与されるフリー・スクール設立を認可されるように努力する。さらに、フリー・スクール設立に関連するいかなる決定も経費的に無理がなく、また政府の全般的政策と方針に合致していなければならない。教育大臣は各申請を個別に審査し、申請に関係するすべての事項を考慮する。教育大臣は、

暴力や他の非合法的活動を唱道する組織によってなされたいかなる申請も却下する。認可されるためには、申請は英国の民主的価値を支持することを証明する必要がある。それらには、英国の法律が制定され適用される際の根本理念への尊重、民主主義の尊重、法律の範囲内での個人の自由の支持、相互の寛容と尊敬が含まれる。」<sup>18</sup>

この必要条件に示されるように、公費が支出されるフリー・スクール設立のプロポーザーからは、当然のことながら、民主主義的価値とは相容れない価値を標榜するような組織や団体は排除されることが大前提となっているのである。

この「基本的原則」に合致した上で、申請者は当該フリー・スクールの概要について、指定された項目についての詳細を提出しなければならないが、それらは主に①教育ビジョン②教育プラン③需要とマーケティングのエビデンス④組織の適格性と能力⑤学校の敷地・建物⑥当初のコストと財務能力に分けられ、各項目についての以下のように審査基準が定められている。

## ① 教育ビジョン

- ・申請の基盤となる明確に焦点づけられたビジョンがあるか。
- ・フリー・スクール・プログラムの目的と合致 しているか。

## ② 教育プラン

- ・入学の方法:公営学校に適用される「学校 入学規程」に合致した方法をとっているか。 (特に,定員よりも志願者が多い学校の場合 の入学方法や宗教系のフリー・スクールの場 合,少なくとも50%の生徒を宗教に関係な く入学させるかどうかなど)
- ・カリキュラムと学習の組織:広範でバランス のとれたカリキュラムかどうか。英語,算 数,理科などの中核的教科の重視の程度や中 等学校の場合資格試験に向けての準備の程度 など。
- ・生徒の編制:異なる能力の生徒のニーズに的 確に対応するためのストラテジーはどのよう なものか。

<sup>15</sup> Ibid.

<sup>&#</sup>x27;How to apply to open a Free School' (Department for Education, website: http://www.education.gov.uk/schools/leadership/typesofschools/a0074965/how-to-apply-to-open-a-free-school:retrieved 2011/08/08)

Department for Education (2011), op.cit.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Ibid., p.11.

- ・生徒の発達と達成:学業の成功に関する明確 な定義があるか、またそれがどのように測定 されるのか。
- ・行動と出席:生徒の行動の管理と出席についての適切なアプローチがあるかどうか。
- ・コミュニティとの関係:コミュニティとの良好な関係を促進し、平等法に従って現代の英国社会へのアクティブな貢献があるかどうか。宗教学校の場合、他宗教または非宗教の生徒の入学申請を奨励する明確なプランがあるかどうか。
- ③ 需要とマーケティンのエビデンス

#### [最低基準]

- ・学校開設当初2年間の在籍数の少なくとも50%に相当する,当該年齢の子どもたちの親からの(学校設立に対する)請求のエビデンスがあるかどうか。
- ・親が自分たちの子どものための選択の1つとしてこのフリー・スクールを選ぶという親による確認

# [(他の申請との) 比較的基準]

- ・幅広い背景や(該当する場合は)他の宗教の子どもたち、さらに多様な能力の子どもたちの入学についてどのように広くコミュニティに広報を行ったのか。(独立学校の場合は)、現在の生徒と親以外の需要がどの程度あるのか
- ・(申請が認可された場合の) 法定のコンサル テーションに関する明確なプランがあるかど うか。
- ・想定する入学者と、これまでに収集した需要 を考慮した教育ビジョンと教育プランに基づ くしっかりとしたマーケティングの戦略があ るかどうか。
- ④ 組織の適格性と能力

### [最低基準]

- ・(学校設立と運営のための)トラストが設立 されているかどうか。
- ・適切で十分な教育上,財務上の専門性を有するかどうか。

#### [比較的基準]

- ・プロジェクトに関わっている個人の経験と、 プロジェクトに充当できる時間。(外部の専門家に頼っている場合には、そのサポートを どの程度受けることができるかについての明確なプラン)
- ・開設1年目から完成時に至るまでの計画され たカリキュラムを提供するための適切な教職

員組織。

- ・提案された教職員組織と教育プランに合致する高い質のスタッフと理事をリクルートする ためのしっかりとしたまた現実的なプラン。
- ・トラスト,理事会,校長予定者の役割に関する明確な理解。
- ⑤ 学校の敷地・建物

## [最低基準]

・申請時に審査される最低基準はない。

#### [比較的基準]

- ・選択された敷地についての金額に見合う価値、コストについての全体的評価。ベストの金額に見合う価値と、ベストの全体的コストを持つと評価された申請は、当然、他の申請よりも優先される。
- ⑥ 当初のコストと財務能力

## [最低基準]

- ・公的資金の使用における金額に見合う価値を 学校設立の提案が擁護していることの証明。 生徒一人あたりの資金供与や、スタートアッ プ資金供与のフォーミュラによって提供され るもの以上で必要とみなされる付加的資金供 与、たとえばスタッフ雇用における付加的経 費など、は、学校の教育ビジョンの実現を保 障しながらもバランスのとれた予算をたてる のに絶対的に不可欠な事項に限定されている かどうか。
- ・計画された学校が、各学年に生徒が在籍したときに、財務的に存続可能であることの証明。(これは毎年の運営が黒字なることが期待されることを意味する。)

#### [比較的基準]

- ・想定されるベストの生徒リクルートのパターンでも生徒をリクルートできなかったこと、または外部資金を受けることができなかったことに帰因する収入の減少に対して、学校が財務的に回復力を持つかどうか。この基準の意味は、教育ビジョンの実現に対する障害を引き起こさずに、減少した収入の範囲内に実際の支出を減らすことができるための十分な予算上の柔軟性があるかどうかを、最低限証明しなければならないことである。
- ・申請の他の側面と合致し、また収入と支出に 関する支持可能で現実的な前提に基づく財務 プランであるかどうか。
- ・既存の独立学校の場合には、学校が財務管理 における良好な記録を持ち、アカデミーの地 位への移行にとって影響するような他の財務

上の問題が存在しないことの証明。

以上の審査基準を見る限り、教育省は、フリー・スクールが「社会的分断」や「能力による分断」を引き起こすことのないような基準を設けているとおもれる、また、公費が支出される学校としての財務上の健全性にも注意を払っている。ただ、「組織の適格性と能力」に関する基準に典型的に示されるように、フリー・スクール設立のためのプロポーザーのコミットメントの程度が審査における重要な基準となっている。このことは、フリー・スクール設立、運営にコミットできる層が、教育的関心が高く、学校設立のための様々な資源を持つ中産階級の親やグループに必然的に限定される可能性が大きいというイギリスの文脈から考えれば、フリー・スクールが中産階級のための学校であるという批判を導く要素の一つとなるとも考えられる。

# 4. 第1次のフリー・スクール申請と認可

前述のように、就任直後2010年6月18日にゴウ ブ教育大臣は、フリー・スクール申請受付を開始す ることを表明した。この第1次申請の締め切りは 2011年2月11日であったが、2011年、2012年、 2013年に開校を計画している全部で323件の申請 があった。19 このうち41件がさらに詳細なプラン提 出の段階に進むことを認められた。しかし1件はそ の後撤回され、第1次のフリー・スクール設立申請 で、学校設立に向けてゴーサインが出されたのは合 計40件であった。また、40件のうちの8件の申請 は、2012年以降のフリー・スクール設立申請に適 用されることとなった新しい様式にしたがって申 請するように求められた。2011年8月1日現在で は、残りの32件のうちの30件が、さらに一段階上 の「プレオープニング」に進むことを認められてい たが、最終的に2011年9月に開校したフリー・ス クールは24校であった。24校のうち、初等学校が 17校、中等学校が6校、初等・中等一貫校が1校 であった。この24校の中で、独立学校からフリー・ スクールに移行した学校は4校であり、ユダヤ教学 校2校、ヒンズー教学校、シーク教学校1校のキリ

スト教以外の宗教系学校が含まれていた。<sup>20</sup> こうした宗教系以外の初等学校の多くは、地域の初等学校学席不足に対する親の要望を背景にして設立されており、親の要求に応えるというフリー・スクール政策の意図に沿って認可が行われたことを示すものであろう。

第1次フリー・スクール申請に続いて、教育省 は、2012年9月以降に開校を目指す第2次申請 の結果について2011年6月20日に発表した。<sup>21</sup> そ れによると全部で281件の申請があった。そのう ち、227件が通常学校、34件が退学した生徒など を受け入れるオルターナティブ・スクール、20件 が特別教育ニーズを持つ生徒のための学校であっ た。通常学校についての申請の内訳は、初等学校 77件(34%),中等学校81件(36%),小中一貫 制学校65件(29%), 16歳から19歳の学校4件 (2%) であった。また、通常学校申請のうち、12 件(5%)が既存のアカデミーのプロバイダーから のもので、126件(56%)がローカル・グループ によるものであった。また、独立学校からフリー・ スクールへの移行申請は通常学校申請の中の40件 (18%) であったが、この数は第1次申請の時の 98件(35%)より少なくなっている。また、宗教 系学校からの申請は65件(29%)であり、これも 第1次の場合の115件(40%)から減っていた。

教育省のフリー・スクール政策の目的の1つは、それが貧困地域における教育の質向上に大きな役割を果たすことであるが、教育省は現在審査中の32件について、どのような地域に申請されているかのデータを、同じプレス・リリースで公表している。それによると、極低学力地域(Lower Super Output Areas, LSOA)と呼ばれる貧困地域の中で、貧困の程度が最大の10%の地域における設立申請は2件、LSOAの中で貧困の程度が最小である地域の申請が2件、LSOAの中で貧困の程度が最大の地域20%において30%弱の申請が、同じく50%の地域において59%の申請がなされていた。

<sup>19 &#</sup>x27;Free School proposals' (Department for Education website: http://www.education.gov.uk/schools/leadership/typesofschools/freeschools/b0066077/free-school-proposals:retrieved 2011/08/09)

Free Schools that opened in 2011' (Department for Education website: http://www.education.gov.uk/schools/leadership/typesofschools/freeschools/b0066077/free-schools-2011: retrieved 2011/10/12)

<sup>&#</sup>x27;Michael Gove announces 2012 Free School applications' News and press notices, (Department for Education website: http://www.education.gov.uk/inthenews/a0077950/michael-gove-announces-2012-free-school-applications: retrieved 2011/08/06)

# 5. フリー・スクール設立の目的

第1次申請で設立が認可されたフリー・スクールの設立目的はどのようなものであるのか。教育省ホーム・ページにおけるフリー・スクールに関するウェブサイトには、教育大臣と資金供与協定を締結した学校の校長などの関係者に対するインタビューが掲載されている。<sup>22</sup> インタビューの最初の質問は「なぜフリー・スクールを設立しようと思ったか」である。それを手がかりに、どのような目的で関係者がフリー・スクールを設立しようとしたのかを見ていきたい。

独立学校からフリー・スクールに移行することになった Batley Grammar School の校長は、設立理由について以下のように答えている。

「私たちは、わが校の授業料免除制度に対する ローカル・コミュニティのニーズを考慮したので す。わが校では、提供できる授業料免除数に比べ てはるかに多い申請があります。それは膨大な数 で、それを求めるすべての志願者に応えることは できませんでした。そのため、資格のある志願者 の申請の多くを却下しなければなりませんでし た。わが校では過去15年ほどは、授業料を支払 う生徒の割合はそれほど高くなく、独立学校に なったときには定員の半数以上が政府の授業料補 助制度によってまかなわれていました。わが校 は、文化的、社会的にたいへん多様な学校で、新 聞に出てくるような独立学校とは違うのです。だ から、(公的学校であった)以前に戻ること、学 校をコミュニティに戻すことは、賢明な動きだっ たのです。フリー・スクールはそれを可能にする 機会、拡大する機会、前に学校が収容能力いっぱ いまで生徒を入学させていた状態に戻る機会を提 供したのです。」

St Luke's Church of England Primary School 設立のリーダーの元教師は、以下のように答えている。

「私たちの地域では初等学校学席が絶対的に不足していました。だから、教会、コミュニティ・グループ、そして親のグループの一員として、フリー・スクールは、私たちのコミュニティの状況を、私たちが望む方向へ変えるチャンスだったのです。自分の子どもを一番近い初等学校のどれにも入れることができない親がたくさんいます。そ

うした親たちが私たちの学校に来ることができる のはすばらしいことです。」

また、Woodpecker Hall Free School 設立のリーダーで、別のアカデミーの校長の理由も同様のものである。

「私の学校があるロンドン北部のエドモントンは困難度が非常に高い地域ですが、私のアカデミーはすぐれた教育を地域コミュニティに提供してきました。しかし、同時に生徒の学席の厳しい不足があります。ですから、地域の初等学校年齢の多くの子どもたちが、入学できる学校を見つけることが大変難しくなっています。また、優秀な教育も不足しています。それで、私の学校がアカデミーとなったとき、フリー・スクール制度で学校をもう1校開校し、私の学校が地域コミュニティに提供しているのと同じ教育を行うことは、大変理にかなったことだったのです。」

Stour Valley Community School 設立運動のリーダーの答えは次のようなものである。

「このサフォークでは特殊な事情がありました。カウンティ・カウンシルはそれまでの3段階制から2段階制の学校に変える方針を打ち出しました。この地域は農村地域で生徒数は2,000人程度、周りの村を含めると全体で8,000人ほどがいます。サフォーク・カウンティ・カウンシルはミドル・スクールを閉鎖することを決定しました。このため私たちの地域の子どもたちは、一番近い中等学校でも通学に往復16マイルかかるようになり、また、彼らは大変小さな村の初等学校から生徒が1,200人もいる学校に行かなければならなくなるのです。それは私たちのコミュニティが求めるものではありませんでした。私たちが求めたのはコミュニティによって導かれる人間味あるコミュニティ・スクールだったのです。」

the Free School, Norwich 設立運動のリーダーは、 以下のように答えている。

「第1は、学校を開きたいという個人的な望みです。第2はノリッチでは、私も働く親の一人ですが、働きながら子どもを学校にやる場合に本当に限

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 'Free School proposal' (Department for Education, website ;http://www.education.gov.uk/schools/leadership/typesofschools/freeschools/b0066077/free-school-proposals :retrieved 2011/08/10)

られた選択肢しかなかったことです。職場に行く前に子どもを学校へ送り、仕事が終わってから子どもを引き取ることを可能にするような時間を延長してサービスを提供する学校はほとんどありませんしでした。それで昨年の7月に、親のグループも学校を設立できるということを聞いて、ノリッチの中心部に非常に高い水準の教育を提供するとともに、働く親に延長サービスを1年中行う学校をつくるというアイディアを思いついたのです。」

このように、独立学校からフリー・スクールへ変わることによる学校の拡大、学席数の不足への対処、行政による学校制度改変の影響を避けるため等々フリー・スクール設立の理由はさまざまであるが、フリー・スクールが親や学校の希望に合わせた「テイラーメイド」の教育をさらに進展させる要素があることが示されているのである。

# 6. フリー・スクールに対する批判

フリー・スクール政策は,前労働党政権の教育政策の軸であった学校間の協働に基づく学校システム全体の改善という方針から明確に転換し,学校システムの中に競争的要素を持ち込むものであるだけに,フリー・スクール政策に対しては,労働党支持勢力などからの強い批判が向けられている。

例えば前労働党政権で子ども・学校・家族大臣を 務めた影の教育大臣のエド・ボールズ (Ed Balls) は,2010年9月29日の労働党大会における演説 で,次のように極めて強い口調でフリー・スクール 政策を批判した。

「私を本当に憤らせるのは、マイケル・ゴウブが国中の公的学校の生徒たちの希望を打ち砕いている時に、彼とデビッド・キャメロンは国中を回って、一握りの親たちに彼らが公的システムから離脱し地方当局との関係を断ち、独善的な自前の'自由市場'学校をつくる時にのみ、新しい建物を約束していることです。われわれは、スウェーデンの経験から、それは低い水準と不平等の拡大をもたらす政策であることを知っています。自由民主党の党大会でさえ、それが分断をもたらし、費用がかさみ、不公平な政策であると認

めているのです。それは、コミュニティを分断し、特別教育ニーズを持つ生徒たちにとって不利となる政策です。この政策は過去60年間で最も社会に分断をもたらす政策なのです。」<sup>23</sup>

ここに見られるようにボールズの批判の中心は. フリー・スクールがイギリスの学校システムにおけ る社会的分断の要素を増大させることである。この フリー・スクールが社会的分断を引き起こすという 点について、フリー・スクールに対して批判的な論 調を展開している労働党支持の高級紙ガーディアン 紙は、第1次申請で認可された32校のうち、13校 がイングランドで最も裕福とされる地域において設 立され、貧困の程度が最も大きい10%の地域に設 立されるのは2校、20%の地域において設立され るのが10校のみであるとして、政府が目指す困難 地域でのフリー・スクール設立は少ないことを指摘 している。<sup>24</sup> さらに、同紙は、フリー・スクール設 立によって最も影響を受ける近隣の学校の校長の懸 念を伝えている。ブリストルに設立が計画されてい る全国一の規模となる Bristol Free School (裕福な 郊外地域に設立予定)の近くの総合制中等学校校長 で、フリー・スクール設立を阻むために裁判に訴え ることも考えている校長は次のように批判してい る。

「前は私立学校が所有していた建物に設立され る学校は、地域の総合制にとって大変な災厄で す。わが校では既に約145の学席が余っています し、地域の他の中等学校も学席が余りつつあり ます。だから、このフリー・スクールは全く不 必要なものなのです。来年は、普通ですと150人 から、160人の生徒が入学することが見込まれま す。しかし、Bristol Free School がオープンする と120人の生徒を獲得するのも難しいかもしれま せん。生徒が少なくなればそれだけ、学校で教え る教科の範囲が狭まるのです。このフリー・ス クールは裕福な地域に設立される予定で, 私の学 校から中産階級の生徒を引き抜くでしょう。実 際、彼らはそうするために懸命に宣伝していま す。このプロジェクトそのものが、社会的偏見に 迎合するだけのものなのです。彼らは私たちと協

<sup>&#</sup>x27;News from the Labour Party, Ed Balls: Gove's Free Schools "the most socially divisive education experiment for 60 years" (Labourmatters, website; http://www.labourmatters.com/the-labour-party/ed-balls-goves-free-schools-the-most-socially-divisive-education-experiment-for-60-years/: retrieved 2011/08/11)

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 'Michael Gove's free schools will be for the middle class, claim opponents, The Guardian, 11 June 2011 (Electronic version)

議していません。彼らは法律上そうする義務があるのです。だから、今私たちは法的措置を考慮しています。」<sup>25</sup>

こうした指摘は、フリー・スクールが中産階級の親と生徒を引きつけ、その結果として2層的な公的システムが作られることへの深刻な懸念の表明である。また、前述のように親のグループが中心となってフリー・スクールが作られる場合、学校設立に時間とエネルギーを充てることができる親は、労働者階級よりも中産階級に多いと予想されるが、この点においてもフリー・スクールが「中産階級のための学校」になるとの批判が向けられているのである。ブリストルにあって、同市の貧困地域の学校改善に大学として積極的サポートを行っているイングランド西大学の副学長ロン・リチー教授は、フリー・スクール政策についての筆者によるインタビューにおいて、フリー・スクールが社会正義の理念とは相容れないと次のように批判している。

「フリー・スクールはバッド・アイディアです。 ブリストルにおける課題の1つは、地方当局がど のように戦略的に、 青少年にとって必要な学席数 を計画するかです。ブリストルは学校教育に関し ては非常に多様な都市です。トラスト・スクー ル、アカデミー、独立学校、宗教学校、コミュニ ティ・スクールなど、多くの違う種類の学校があ ります。地方当局はこうした多様性のすべての側 面について対処しながら, 戦略的に必要な所に必 要な学席を保障してきました。しかし、政府が提 案しているように、親が突然学校を設立すること になると, 地方当局の戦略的作業ではなく市場が 重視されることになります。私が心配するのは, 親は自分の子どもが学校にいる間は新しい学校に 非常に関心を持つかもしれませんが、子どもが大 きくなって学校を出て行ったときに、学校を持続 させるエネルギーとコミットメントは誰が持つの かです。だから、フリー・スクールが賢明に考案 されたアイディアとは私は考えません。また、フ リー・スクールに非常に人気が集まるとも思いま せん。

イギリスは階級社会です。中産階級の親は,自 分の子どものためにベストのものを手に入れることに,たいへん長けています。良い学校の近くに 引っ越す、私立学校に行かせるなど、子どもが良い教育を受けるためにあらゆることをします。貧困地域で育つ子どもたちは、そんなことができる親を持ちません。親は中産階級のような社会資本、知的資本を持ちません。政府は階級社会ではないといいますが、実際はそうなのです。例えば、ブリストルのある地域の子どもたちのうち99%は大学に行くのに、別の地域では5%しか行きません。これは不公正です。私の大学は社会正義、平等の理念を信奉しています。私たちはすべての子ども、すべての若者はベストの教育を受けるべきだと考えています。中産階級の親が質の高い学校を自分たちの子どものためにつくり、資源を貧困地域から奪うことは、社会正義にかなうものではありません。」<sup>26</sup>

## 7. フリー・スクールに対する教員団体の態度

では、フリー・スクールによって最も大きな影響を受ける公営学校の教員はどのような態度を持っているのか。最大の教員組合である全国教員組合 (NUT)は、従来からアカデミーなどの地方当局の管轄外に置かれる学校に対しては、それらが教育のコントロールにおける地方民主主義の原則を阻害するものとして、強い反対の態度を示してきたが、フリー・スクールについてもこうした立場に基づき、反対の態度をいち早く表明した。NUTがフリー・スクール批判のために出した『フリー・スクールー政府の政策の都合の良い解釈の裏にあるものー』と題するパンフレットは、5つの反対理由を挙げている。27

第1の理由は「フリー・スクールは地方民主主義を浸食する」である。地方における学席に関する意思決定は、地方民主義に基づいて地方当局によってなされなければならないが、地方当局を排除するフリー・スクールは、地方における民主的なプランニングを阻害するとの主張である。フリー・スクール政策の背後には「官僚制による規制」を撤廃するという方針があるが、NUTは、それが地方当局を軸とする教育における地方民主主義に基づく意思決定を浸食し、市場のメカニズムに教育を任せてしまう主張する。第2の理由は「フリー・スクールに対する資金供与は、他の学校への資金供与に害をもたらす」というものである。NUTによれば連立政府は、前労働党政府が決定していたすべての学校への建物

<sup>25</sup> Ibid

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 筆者によるインタビュー(2010年11月3日)

National Union of Teachers (2010) Free Schools: Beyond the Spin of Government Policy, pp.4-9.

の改築資金や ICT 設備更新資金などを、フリー・ スクール政策のために振り向ける方針を示してい る。さらに NUT が特に批判するのは、教育費が削 減される中での NSN (New Schools Network)<sup>28</sup> に 対する50万ポンドの補助金交付である。フリー・ スクール設立についてアドバイスをするためにわず か1年前に設立された NSN への多額の補助金は容 認できないと批判している。このように NUT は他 の公営学校の改善や教育サービスの向上に充てられ るべき資金が、フリー・スクールに対して向けられ ると批判するのである。第3の理由は「選択と競争 はイデオロギー的強迫観念である。それは水準を上 げるのではなく不平等を拡大する」という、競争原 理の再導入に対する批判である。NUT は、政府は フリー・スクールの理念を選択と多様性のアジェン ダの一環として推進し、学校間の競争が教育水準を 向上させると言っているが、このやり方をサポート するエビデンスはないと、主張する。そのために、 フィンランドを引き合いに出し「フィンランドが ヨーロッパにおけるベストの教育システムを持つこ とはほとんどすべての人が認めている。フィンラン ドの学校システムは、最高の水準とともに最善の公 平性を作り出すという理想に到達している。フィン ランドの学校システムの中にはいかなる競争もない のである。」と、学校間競争が有効でないことを主 張する。さらに、フリー・スクール政策のモデルと なったスウェーデンの教育大臣による、スウェーデ ンのフリー・スクールが質向上をもたらさなかった ことや、フリー・スクールの生徒の多くが中流階層 の子どもであったことについての発言を引用して, フリー・スクールの質向上に対する有効性を批判し ている。第4の理由は「フリー・スクールは(他 の) 学校閉鎖を引き起こす」である。生徒数急増地 域に設立された場合を除いて、フリー・スクールが 多数の生徒を引き抜いた場合, 既存の公営学校の閉 鎖を引き起こす可能性を指摘し、また、たとえ少数 の生徒のみがフリー・スクールに移った場合でも公 営学校の教育を阻害する影響を与えると批判してい る。第5の理由は「フリー・スクールはプライベイ タイゼーションに直接つながり、教育が利潤追求の 私企業によって営まれることになる」という批判で ある。ゴウブ教育大臣が、アカデミーやフリー・ス

クールを利潤追求の私企業が運営することに対して イデオロギー的に反対しないと言明していること や、スウェーデンの私企業が30のフリー・スクー ルを運営し利益を上げていることを指摘し、イギリ スでもフリー・スクールが私企業によって運営され る可能性に NUT は強い懸念を表明している。

以上のように、NUT はフリー・スクール政策のほとんどの要素が、NUT の基本原則である地方民主主義の枠内におけるすべての公営学校の質的向上を阻害するものであるとして、「納税者の税金によってまかなわれる公的教育は、若者の人生を豊かにするものでなければならない。われわれが必要とするものは、'野放し'のフリー・スクールではなく、すべての子どもとすべてのコミュニティにとっての良いローカルな学校である」とフリー・スクール政策への根本的批判を行っている。

フリー・スクールに対しては他の教員団体も同 様に批判的な態度を表明している。全国男性教師 協会・女性教師ユニオン(NASUWT)はフリー・ スクールについて「NASUWT は、教育政策の変更 に関する最重要の理由は、水準を向上させ、恵ま れない環境と不平等に取り組み、学力の格差を縮 めることであると信じる。・・・連立政府のアカデ ミーとフリー・スクールのプログラムはこの原理 に全くそぐわないものである。|29 と批判している。 NASUWT の批判理由は、「学校運営のために新たな プロバイダーを導入することは、システム全体にお ける余計な財政的プレシャーを作りだし, 非効率性 をもたらし、さらに暴利をむさぼることを引き起こ す。」「フリー・スクール政策には、地域コミュニ ティ, 地方当局、親がその権利を剥奪され、それ らの教育への関わりがプロポーザーの '恩恵と好意' に左右されることになるという、民主主義の観点か ら見て重大な欠陥がある。」「フリー・スクールは社 会的結束の促進への重要な貢献を行うという基本原 則には基づいておらず、地方当局の学校から意図的 に孤立するようなかたちで設立され、現実に分離 された学校をもたらす可能性がある」「フリー・ス クール設立のための財源は, 既存の公営学校の建物 の改築費に充当されるべき財源から引き出されるこ とになり、公営学校の改善にとって障害となる」な どである。このように NASUWT も NUT と同様の

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> ゴウブの政策アシスタントを務めたことがあり、フリー・スクール推進を強く主張してきた25歳のレイチェル・ウルフ (Rachel Wolf) を代表に、フリー・スクール申請者に対してアドバイスなどを提供することを目的として2009年に設立された公益法人。教育省はフリー・スクール申請者が NSN に相談するよう推奨している。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 'Championing Education-Free Schools', (NASUWT website; http://www.nasuwt.org.uk/Whatsnew/Campaigns/VoteforEducation/FreeSchools/index.htm :retrieved 2011/08/08)

理由でフリー・スクールを批判し、政府のフリー・スクールとアカデミー政策は「公的教育を野放しの自由市場へと転換し、公的資金による学校から利潤を引き出そうとする私的セクターに機会を提供する政府の意図の明白な表れ」であるとして、フリー・スクールが公的教育に混乱をもたらすおそれがあることを警告している。

8. フリー・スクール政策に対する親と教員の意識 フリー・スクール政策に対して学校の教員や親は どのような態度を示しているのか。

2010年11月サットン・トラスト(不利な環境にある子どもたちの教育機会の拡大を推進する民間団体)が全国教育調査財団(NFER)に委託して行った、連立政府の教育政策に対する教師の意識調査の中に含まれていたフリー・スクールに関する質問項目への回答を見てみたい。30 調査は2,173人の教員(全国的な学校の分布を代表する)を対象として実施されたものである。

フリー・スクールに関して、調査は教師たちに「フリー・スクールが、①恵まれない地域の子どもたちにとって、よりよい教育を提供するか②競争の強化によって教育水準を引き上げるのか③地域における学校間の社会的分離をもたらすのか」という質問への同意の程度について質問している。この質問項目が設定された理由は、連立政府によるフリー・スクール推進の理由の1つに、「不利な環境にある子どもたちの教育の質を改善することができる」が盛り込まれているからである。

第1の「フリー・スクールが地域の恵まれない子どもたちにとって、より良い教育を提供するか」についての回答は「全くそう思う」は全体で1%(初等学校教師1%)、「そう思う」は全体で6%(初等学校教師5%、中等学校教師8%)、「どちらでもない」は全体で20%(初等学校教師21%、中等学校教師20%)であった。これに対して「そうは思わない」は全体で33%(初等学校教師36%、中等学校教師29%)、「全くそうは思わない」が全体で30%(初等学校教師27%、中等学校教師35%)であり、63%の教師が、フリー・スクールが不利な環境にある子どもたちの教育の改善につながるとは考えていなかった。

第2の「フリー・スクールは競争の強化によって

教育水準を引き上げるのか」については、「全くそう思う」は全体で1%(初等学校教師1%,中等学校教師1%,中等学校教師1%,中等学校教師5%,中等学校教師8%)、「どちらでもない」は全体で17%(初等学校教師19%,中等学校教師16%)であった。これに対して「そうは思わない」は全体で37%(初等学校教師39%,中等学校教師33%)、「全くそうは思わない」が全体で30%(初等学校教師27%,中等学校教師36%)であり、この場合も67%の教師が競争の要素の拡大は教育水準の向上にはつながらないとの意見であった。

第3の「フリー・スクールが地域における学校間の社会的分離をもたらすのか」に対しては、「全くそう思う」は全体で29%(初等学校教師28%、中等学校教師32%)、「そう思う」は全体で37%(初等学校教師37%、中等学校教師36%)、「どちらでもない」は全体で17%(初等学校教師19%、中等学校教師14%)であった。これに対して「そうは思わない」は全体で5%(初等学校教師5%、中等学校教師5%)、「全くそうは思わない」が全体で3%(初等学校教師2%、中等学校教師4%)であり、66%がフリー・スクールは社会的分断をもたらすおそれがあると考えていた。

以上のように、この調査で見る限り現段階で教師たちは連立政府のフリー・スクール政策に対しては、概して批判的見方をしており、政府が目指す目的をフリー・スクールが達成できるかどうかには疑問符を付しているのである。

次に、学校生徒の親たちの態度はどのようなものなのか。親の意識については、NUTが行った調査がある。NUTは、25校のフリー・スクール設立が計画された22の地方当局における生徒の親たちへの意識調査をYouGovに委嘱してフリー・スクール政策に対して親たちがどのような意識をもっているかを明らかにしようとした。調査は2010年12月に実施され、1,021人の親(約8%が子どもが私立学校に通っている)への面接調査が行われた。その結果を参照して、親たちがフリー・スクール政策に対してどのような意識を持っているのかを見てみたい。31

「フリー・スクール政策について知っているか」という質問については、76%が「知らない」19%が「知っている」と回答した。「知っている」割合

National Foundation for Educational Research (2010) NFER Teacher Voice Omnibus November 2010 Survey: The Government's education reforms, the Sutton Trust

<sup>31 &#</sup>x27;NUT/YOUGOB Opinion Poll on Free Schools-Summary Analysis' (NUT, website; http://www.teachers.org.uk/freeschools; retrieved 2011/06/20)

が最も多かったのは子どもが初等私立学校に通っている親で29%であったが、その割合は公営中等学校の生徒の親(19%)、公営初等学校の親(18%)では最も少なかった。

「知っている」と回答した親への「フリー・スクールについての情報源」についての質問への回答は、52%が地方新聞、34%が口コミ、22%がローカルテレビ、16%が子どもの学校、13%がニューズレターやパンフレット、9%がローカルラジオ、8%がインターネット、13%がその他というものであった。この質問の意図は、フリー・スクールのプロポーザーは設立についてパンフレットなどで広報を行うことを義務づけられているが、実際にこの方法でフリー・スクールについての情報を得た親の割合が少ないことを示すものであった。

「フリー・スクールの提案に対して意見を述べる 機会の有無」については、72%が提案への意見を 述べる機会が全くなく、また9%はその機会が限定 されていたと回答していた。「フリー・スクールへ の支持」については、23%が自分たちの地域のフ リー・スクールを支持していたが、31%は明確に 反対し、29%は中立的な態度、14%がわからない というものであった。ただ、私立学校の親と公営学 校の親とでは、私立学校の親の方がより強い支持 の態度を示し、私立初等学校生徒の親の52%、中 等学校生徒の親の38%が「強く支持する」か「支 持する」と回答したのに対して、公営初等学校生 徒の親は24%、中等学校生徒の親は20%であった。 NUT によるこの結果へのコメントは、フリー・ス クールは裕福な家庭と、そうでない家庭との間の分 断と隔離を強化する可能性があるというものであっ た。

「フリー・スクールが地域の他の学校の水準向上に役立つか」との質問に「役立つ」と回答したのは20%であったが、この場合も私立学校と公営学校の生徒の親の間で差が見られた。私立初等学校生徒の親は41%が、中等学校生徒の親は35%が「役立つ」としたのに対して、公営初等学校生徒の親の17%、公営中等学校生徒の親の15%しか「役立つ」と回答しなかった。また「フリー・スクールが他の学校の水準を引き下げる」と回答した親は14%であった。

フリー・スクールはナショナル・カリキュラムに 拘束されないが、この方針に対しては72%の親が 反対していた。この点についても私立学校と公営学 校の親との間で違いが見られ、公営初等学校生徒の親の77%,公営中等学校生徒の親の72%が、フリー・スクールもナショナル・カリキュラムを義務づけられるべきと回答したのに対し、私立初等学校生徒の親は56%、中等学校生徒の親は63%であった。

フリー・スクールが地方当局の管轄外となり、他 の公営学校には認められない「自律性」を有するこ とについて、この調査ではローカルな説明責任に関 わるいくつかの質問を行っている。その結果を見る と、48%の親は「学校は地域コミュニティに説明 責任を果たすべき」と回答し、25%は「学校は地 方当局の学校の一員として、地域コミュニティに対 してのみ説明責任を果たすべき」と回答していた。 また26%は「学校は地方当局が関与せずコミュニ ティに対して説明責任をはたすべき」と回答した。 過半数の58%の親は「学校がうまくいかなくなっ たり、親が不服を申し立てたりした場合には地方当 局が介入すべき」と回答し、35%は「地方当局は、 他の学校と同様にフリー・スクールにも理事を任命 すべき」とし、また47%は「フリー・スクールは 他の地方当局の学校と同じ程度の数の親理事を持つ べき」と回答していた。こうした調査結果を受けて NUT 事務局長クリスティン・ブラウアーは、厳し い口調でフリー・スクール政策を以下のように非難 している。

「この調査は、親たちがフリー・スクールを大きな声で要求してはいないこと、学校が民主的な選挙で選出された地方当局を通じてコミュニティに説明責任を果たすことに何の問題も感じていないこと、さらに自分たちの子どもの教育の場が私企業の手に渡ることを完全に拒否していることを示している。フリー・スクールは望まれてもいないし、必要でもない。フリー・スクールは分断的で説明責任を果たさない。教職に携わるものも親たちもこのことを知っている。政府は、こうした事実を直視し、わが国の教育の将来をもてあそぶのをやめるべきである。」32

## おわりに

以上,2011年5月に成立した連立政権の教育改革の軸となるフリー・スクール政策の当初の展開について見てきた。公的学校の設立と運営における新

たなプロバイダーの参入を認めるこのフリー・ス クール政策は公的学校のありかたを大きく変容させ る可能性を含むものである。比較教育学的観点から すれば、フリー・スクール政策はアメリカのチャー ター・スクールやスウェーデンのフリー・スクール をモデルとする教育借用の典型的なケースであると 見ることができる。マイケル・ゴウブは、チャー ター・スクールやスウェーデンのフリー・スクール が教育水準の改善に非常に有効であることをたびた び繰り返して、フリー・スクール政策推進の重要な 根拠としている。しかし、スウェーデンのフリー・ スクールの効果について研究を行ったロンドン大学 教育インスティテュートのウィボーグは、それが教 育水準の大幅な向上はもたらさなかったことや、ス ウェーデンというイギリスに比べてより平等的な社 会においても既存の不平等の拡大につながったこと を指摘している。33 階級的分断の程度がスウェーデ ンよりもはるかに大きいと考えられるイギリス社会 へのフリー・スクールの導入は、政府による貧困地 域の教育改善にフリー・スクールが有効であるとの 主張にもかかわらず、多くの批判者が主張するよ うにイギリスの学校システムの中にさらなる階級的 分断の要素を拡大させることは十分予想される。フ リー・スクール政策は2010年から開始された全く 新しい政策であり、この点も含めてイギリスの教育 システムにどのようなインパクトをもたらすのか は、今後の評価を待たなければならないが、連立政 府が主張するように、親や教育関係者の広範な支持 を獲得してイギリスの公的教育の提供におけるラ ディカルな変容を引き起こし、アメリカのチャー ター・スクールのように発展を見ていくのか、それ ともイギリスの学校システムにさらなる社会的分断 をもたらす新たな要素として、厳しいイデオロギー 的批判が向けられる中で、次期政権交代時までの短 命な改革として終わるのか、現代イギリス教育改革 における重要事項として, 今後の展開を注視してい くことが必要であろう。<sup>34</sup>

Wiborg, S. (2010) Swedish Free Schools: Do they work?: LLAKES Research Paper 18, Institute of Education, University of London, p.19.

<sup>34</sup> 筆者は2011年11月以降、科研基盤研究(C)(2011~2013年度)「イギリスのフリー・スクールに関する比較教育学的研究」(研究代表者望田研吾)において、新設のフリー・スクール等に対する訪問調査を予定している。